

令和3年度「飲酒運転しない・させない山梨キャンペーン」実施要領

1 目的

依然として後を絶たない飲酒運転や飲酒に伴う交通事故を根絶するため、飲酒の機会が増え、飲酒運転の増加が懸念される年末年始の時期を捉え、酒類提供業者等の協力のもと、「飲酒運転しない・させない山梨キャンペーン」を展開し、飲酒運転をしない、させない環境を醸成する。

2 期間

令和3年12月1日（水）から 令和4年1月31日（月）までの2ヶ月間

3 主催

山梨県交通安全対策本部・山梨県交通対策推進協議会

4 協賛団体

山梨県食品衛生協会

山梨県小売酒販組合連合会

山梨県酒造組合

山梨県ワイン酒造組合

5 内容

- (1) 「飲酒運転させない宣言の店」での啓発物品の掲出
- (2) 従業員の接客時において、運転手を事前確認するなど「運転手に酒を提供しない」ための声かけの励行
- (3) 県広報車「ひかり号」による巡回広報活動及び県広報番組「くらしの情報」における広報
- (5) 山梨県ホームページ内に「飲酒運転しない・させないキャンペーン」を掲載

酒酔い運転

罰則 5年以下の懲役または100万円以下の罰金
違反点 35点→免許取消

酒気帯び運転

罰則 3年以下の懲役または50万円以下の罰金
違反点 25点(0.25mg以上)→免許取消
13点(0.15mg以上)→免許停止

※ ()内の数値は吸気1ℓ中のアルコール濃度

こんな人も

車両提供者

運転者が酒酔い運転をした場合
罰則 5年以下の懲役または50万円以下の罰金

運転者が酒気帯び運転をした場合
罰則 3年以下の懲役または50万円以下の罰金

酒類提供者

運転者が酒酔い運転をした場合
罰則 3年以下の懲役または50万円以下の罰金

運転者が酒気帯び運転をした場合
罰則 2年以下の懲役または30万円以下の罰金

飲酒運転車両への同乗者

運転者が酒酔い運転と知りながら、同乗した場合
罰則 3年以下の懲役または50万円以下の罰金

運転者が酒気を帯びていると知りながら、同乗した場合
罰則 2年以下の懲役または30万円以下の罰金

飲酒運転 させない 宣言の店

当店では
運転する人には
酒を出しません!

◆ 飲酒運転しない・させない山梨キャンペーン ◆
店主 / 山梨県交通対策推進協議会

◆ 飲酒運転しない・させない山梨キャンペーン ◆
店主 / 山梨県交通対策推進協議会